

# 災害時における避難所等での 障害福祉サービスの提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とぷれいぐらんど株式会社（以下「乙」という。）と特定非営利活動法人おれんじハウス（以下「丙」という。）の間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙及び丙の協力を得て行う避難所等での障害福祉サービスの提供及び保育に関する人材派遣等の協力、区内の避難行動要支援者等の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。
- （3）避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものをいう。

## （協力申請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙及び丙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）避難所等で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、障害児通所支援、その他の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供及び保育に関する人材派遣等の協力。
- （2）区内に住所を有する避難行動要支援者等の安否確認。
- （3）その他甲乙丙協議により必要と認める業務。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙及び丙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

## （報告等）

第4条 乙及び丙は、前条第1項に基づき協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

## （費用の負担）

第5条 甲は、事業者が第3条に規定する障害福祉サービス等に要した経費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付、ま

たは児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費の対象となるサービスを除く。)を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

2 前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙丙協議の上、決定する。

3 乙及び丙は、第1項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に請求書(第3号様式)により請求するものとする。

4 甲は、前項に基づき乙及び丙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。  
(補償等)

第6条 甲は、本協定に基づき従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙及び丙が、本協定に基づく避難所等での障害福祉サービス等及び保育に関する人材派遣等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙及び丙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲、乙及び丙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(事業所一覧)

第8条 乙及び丙は、事業所の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(訓練等への参加)

第10条 乙及び丙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及び丙は、第3条に規定する協力申請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙丙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定細目)

第13条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、決定する。

本協定書は、3通作成し甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月11日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 斉 藤 猛

乙 神奈川県横浜市神奈川区栄町二丁目8番

横浜藤ビル4階

ぷれいぐらんど株式会社

代表取締役 中 陳 亮太

丙 神奈川県横浜市神奈川区栄町一丁目19番

グレイス横浜ポートシティ1階

特定非営利活動法人おれんじハウス

理事長 中 陳 亮太